

認知的エンハンスメントと公平性

吉田敬

1 序論

脳科学の知見に基づいた認知的エンハンスメントが、脳神経倫理学において、重要な問題であることは言うまでもないだろう。脳神経倫理学に関する論文や著作は、既に多数出版されているが、その中でも、認知的エンハンスメントは中心的な問題の一つとして扱われている (Gazzaniga 2005¹, Greely 2006², 河野 2008³, Levy 2007⁴, 植原 2008⁵)。これは、エンハンスメントの中でも、認知的エンハンスメントが、遺伝子工学的エンハンスメントよりも様々な点で、現実的であるという事情を反映しているのではないかと推察される。

認知的エンハンスメントについては、多様な視点から検討できるが、本稿では公平性の観点から検討することにした。公平性が認知的エンハンスメントとの関連で語られる場合、問題となっているのは、次のことである。すなわち、薬物やその他の脳科学的技術によって、認知的エンハンスメントが可能になると、その恩恵を受けられるのは、そうした技術を手に入れられる富裕層であって、認知的エンハンスメントは、既存の社会的・経済的格差を更に拡大してしまい、民主主義社会の基盤を掘り崩してしまうのではないかという問題である。ここから、認知的エンハンスメントの批判者は、認知的エンハンスメントは公平性を損なう

ものである以上、規制、あるいは禁止されるべきだ、と主張する。これに対して、認知的エンハンスメント推進論者は、認知的エンハンスメントは、公平性を損なうものではなく、むしろそれを実現する手段なのだ、と論じる。更に、推進派の考えでは、認知的エンハンスメントを規制、あるいは禁止することは、個人の自由な選択という理念を損うことになるのである。

本稿では、認知的エンハンスメント推進論者の公平性に関する議論を吟味し、筆者の見解を提示することにした。ここでは、特に三つの論点に絞ることにする。第一に、エンハンスメントと暮らしの改善、第二に、エンハンスメント技術の自由化、そして、第三に、エンハンスメントと個人の自由である。筆者の考えでは、認知的エンハンスメントと公平性に関する問題は、そのような技術が必要とされている現代社会のあり方を批判的に捉え、改善するという視点が必要であり、認知的エンハンスメント技術を容認するか否かといった狭い枠組みで捉えるのは、問題を矮小化するものでしかない。その意味で、安易にエンハンスメントを推進することは社会政策上、問題があると言わざるを得ない。

2 エンハンスメントと暮らしの改善

認知的エンハンスメント推進論者の中には、エンハンスメントはわれわれの暮らしの改善をもたらすので、積極的に推進されるべきだ、と主張するものがある。オックスフォード大学上廣教授職を務めるジュリアン・サヴァレスキユはそうした論者の一人である。¹⁾

「正義、公平性、エンハンスメント」において、彼はエンハンスメントの伝統的な定義を批判的に吟味し、新たな定義として福祉国家主義的定義を提案する。サヴァレスキユによると、エンハンスメント概念の定義には伝統的なアプローチが四つある。すなわち、社会学的に実用的なもの、イデオロギー的なもの、治療

とエンハンスメントの区別に基づいたもの、そして、機能的なものである。第一の社会学的に実用的なアプローチでは、エンハンスメント概念は社会的に構成されたものだが、実用的だという理由で用いられている。第二のイデオロギー的なアプローチは、エンハンスメント概念をそもそも定義せず、イデオロギー的な目的を達成するためのレトリックとして、用いる。第三の治療とエンハンスメントの区別に基づいたアプローチによれば、エンハンスメントは健康を保ったり、回復するのに必要とされる治療を超えた介入を意味する。第四の機能的なアプローチは、エンハンスメントを改善された能力の観点から定義する。例えば、「認知的エンハンスメントは改善された、一般的情報処理能力の観点から定義される」(Savulescu 2006, 323)。

ここでは、サヴァレスキュの伝統的なアプローチに対する反論を詳細に紹介する余裕はないが、以上のような、エンハンスメントの伝統的な定義をサヴァレスキュは退ける。その代わりに、彼が提案するのが、福祉国家主義的定義である。すなわち、エンハンスメントとは、「条件Cにおいて、よい暮らしをおくる可能性を増す、人の生物学的・心理学的変化全て。エンハンスメントの福祉国家主義的定義においては、エンハンスされた状態をケイパビリティと定義することができ」(ibid., 324)。このような定義に基づき、エンハンスメントとは人の人生の価値を増すことである、とサヴァレスキュは主張する。彼によれば、エンハンスメントをそのように捉えると、なぜ人々の人生をよりよくしようとすることに問題があるのか分からないし、むしろわれわれには、そうする道徳的義務がある。したがって、正義や公平性はエンハンスメントを必要とする。例えば、知能指数70以下では、よい暮らしをおくるのに支障がある、とわれわれが考えるのであれば、われわれには治療、あるいはエンハンスメントを行う義務があり、そこには治療とエンハンスメントにはつ

(1) パーソンとの共著論文において、道徳的エンハンスメントなしには、認知的エンハンスメントは災厄を招きかねないという理由で、サヴァレスキュは認知的エンハンスメントに慎重な姿勢を示している。しかし、彼はエンハンスメントそのものに反対しているわけではない。詳しくは、Persson and Savulescu (2008)を参照されたい。

きりとした区別はない。サヴァレスキュの考えでは、この知能指数70という数字は、われわれが恣意的に決定したものであり、われわれがどのような社会にいいのかといった条件に左右される。また、知能指数は一例であって、認知能力や社会能力などの能力もそれがよい暮らしに必要であるのなら、エンハンスメントの対象になる。このような議論に対しては、後に詳しく見るように、エンハンスメント技術を最初に手に入れられるのは、富裕層であって、認知的エンハンスメントは貧富の差を更に広げていくことになりはしないかという疑問が提示されよう。これに対して、サヴァレスキュは、それはわれわれ次第であって、われわれはエンハンスメント技術を無料で手に入るようにしたり、貧しい人々だけに与えるように選ぶことができるし、われわれにはどのようにエンハンスメント技術を使うのか決定する力がある、と主張する。

ここまで、サヴァレスキュのエンハンスメント擁護論を見てきた。サヴァレスキュ自身が認めるように、何がよい暮らしを構成するのかについては異論があるだろうが、できるだけ多くの人々がよい暮らしをおくれるようにすることは確かに重要である。しかし、サヴァレスキュの議論は、社会政策的に言って、あまり現実的ではないように思われる。なぜなら、エンハンスメント技術を無料で手に入るものにするために、あるいは貧しい人々だけに配分するために、必要とされるコストは、莫大なものだと考えられるからである。しかし、福祉国家の衰退により、政府の役割を縮小する動きが進んでいるのが、現状である。こうした状況で、誰がどのようにコストを担うのか。その点についての議論が不十分である。特に、エンハンスメント技術は必ずしも政府機関で開発されているものではない。税金を投入して開発された技術に関しては、それを手に入りやすくする社会的責任が政府にはあろう。しかし、民間で開発された技術に関してまで、それを行うことは非常に難しいように思われる。したがって、民間で開発された技術は恐らく市場のコントロールに委ねられることになるのだが、市場をコントロールすることはなかなか容易ではない。もちろん、この点については、ナムのように、エンハンスメント技術を自由市場に委ねてしまえば、いずれ問題は解決するとい

立場を取るものもいるが、それについては、次節で扱うことにする。

3 エンハンスメント技術の自由化

さて、前節では、エンハンスメントは人々の生活の改善をもたらすというサヴァレスキユの議論を見てきた。しかし、彼が主張するように、エンハンスメント技術によって公平性を実現するには、コストの問題を検討することが不可欠である。本節では、その点について、エンハンスメント技術の自由化を主張するラムズ・ナムとグレゴリー・ストックの議論を中心に検討することにした。

まず、マイクロソフトのインターネット・エクスペローラやアウトLOOKの開発に携わった技術者の一人であるラムズ・ナムは、エンハンスメント技術の経済的側面を考察し、貧しいものも富めるものと同じように技術の進歩の恩恵にあずかることができる、と論じる。その第一の論拠は、「本書で検討するエンハンスメント技術の大半は、開発や試験にかかる費用は高額でも、大規模製造が可能になれば安価になると予想される」ということである。その一例として、ナムはペニシリンを挙げる。ナムによれば、ペニシリンは注射薬として開発された一九四一年時点では、極めて高価だったが、現在では一グラム当たり二セントにもならない。エンハンスメント技術も同様に、最初は高価かもしれないが、次第に、価格は下がっていくものと考えられる。第二の論拠は、「バイオテクノロジーによるエンハンスメントへの投資は、「収穫逓減の法則」にしたがう可能性が高い」ということである (Naam, 2005, 61-62; 邦訳, 75)。この法則は、「最初の状態がよければよいほど、さらによい状態にするにはさらに多額の費用がかかる」というものである (Ibid., 66; 邦訳, 79-80)。ナムが例として挙げるのは、自動車の性能や平均寿命である。ナムによれば、自動車の性能も平均寿命も、お金をかければ延びていくが、ある程度まで達すると延び率は低くなっていく。それは、大衆車の十倍で売

られている高級車の性能まで十倍にならないことを考えれば理解できよう。ここからすると、エンハンスメント技術も最初は高価で、富裕層にしか手に入らないかもしれないが、次第に価格は下落し、貧しい人々にも手の届くものになる。それが進んでいけば、富裕層は最初に、技術の恩恵を手にするかもしれないが、その恩恵は既に貧しい人々の手にあるものと比べても大したものではないということになる。

こうした二つの論拠からナムは、エンハンスメント技術が不平等を助長する可能性は低い、と論じる。むしろ、ナムによれば、行政機関によるエンハンスメント技術の制限こそが、不平等の源なのである。「禁止政策がうまくいけばいくほど、ブラック・マーケットでは高値がつくようになる。値が上がり上げられれば、エンハンスメントの恩恵に浴することができるのは富裕層に限られてくる」し、ある国でエンハンスメント技術が禁止されれば、富裕層は当該技術の禁じられていない海外に出かけていくことだろう。したがって、「人類の平等を目指すならば、エンハンスメント技術の開発や使用を奨励して、可能な限り多くの人が利用できるようにすべきだ。そのほうが、禁止するよりも理にかなっている」(Ditt. 75; 邦訳、83-84)。

生物物理学者であり、カリフォルニア大学ロサンゼルス校の医学・技術・社会プログラムの責任者を務めたことのあるグレゴリー・ストックも同様に、スポーツからドーピングを締め出せないのなら、どうやって、われわれは薬や遺伝子によるエンハンスメントを禁止できるのか、と問う。彼に言わせれば、違反者を見つけ出すのは困難で、処罰するのも難しいとしたら、禁止するのは無理だ、ということになる(Stock 2002, 169; 邦訳、229-230)。

確かに、ナムやストックが論じるように、エンハンスメント技術を完全に規制することは難しいし、恐らく規制を逃れるものも多数現れるだろう。しかし、彼らの主張には同意しがたいものがある。というのも、これはフランス・フクヤマも指摘していたことだが、規則を破るものがあるからといって、規則を作る、あるいは守る必要がないということにはならないからである。それは窃盗や殺人が横行しているからと

言って、窃盗や殺人を規制する必要がないということにならないのと同じことである (Fukuyama 2002)。

更に、ナムやストックの議論で気になるのは、彼らが自由市場に任せておけば、問題は解決すると言わんばかりの態度を示しているところである。例えば、ナムは次のように主張する。

もしも行政機関が規制プロセスを改革して、医師や消費者がエンハンスメント技術に関する情報を得られるようになれば、あとは市場原理によってエンハンスメント技術の費用は低下し、たいいていの人の手の届くものになると考えられる。一般的に行政機関というものは、市場がうまくやるに任せてこそ役に立つものだ。そうすれば何百万もの人々はより聡明になり、同じ価格のなかで最もよい製品を選べるようになり、その製品を市場に出した製薬会社も得をする。

だが時には、高まる需要に価格の低下が追いつかないこともある。エンハンスメント技術に関してそういう事態になったならば、行政機関が介入して価格を押し下げるべきだろう (Zann 2005, 75; 邦訳, 88)。

確かに、ナムはいわゆるリバタリアンのように、自由市場を手放して礼賛しているわけではない。それは、行政機関が価格引き下げに介入するのを彼が認めていることから明らかである。それでも、彼が市場介入に消極的で、市場に任せられるのであれば、任せた方がよい、と考えていることは上の引用から見取れる。その意味では、ナムの立場はいわゆる古典的自由主義の立場に近いものだと考えてよいだろう。

また、遺伝子工学的エンハンスメントの文脈ではあるが、ストックも社会の実力主義化が進むにつれて生じる、才能を持つ者と持たざる者の分断を批判して、次のように主張する。「狭く制限された遺伝的スクリーニングとエンハンスメント技術はそのような分断を加速し、特権をさらに強化するのに対して、幅広く利用できるテクノロジーはそれを挫くはずである」(Stock 2002, 187; 邦訳, 253)。このように述べることで、ス

トックはエンハンスメント技術の自由化を擁護する。つまり、彼の考えでは、エンハンスメント技術を人々の自由に利用できるようにすることこそが、公平性を達成するための最良の手段なのである。ストックによれば、エンハンスメントとそこから生じる平準化に反対する知識人は、自分の子孫たちのために既得権益を守ろうとしているに過ぎないのである。

ここで詳細に論じる余裕はないが、ストックの知識人批判には興味深いものがある。確かに、エンハンスメントに反対する知識人は、自分たちの既得権益を守るという無意識的な動機から反論しているのかもしれない。しかし、先に述べたように、エンハンスメントの問題は市場を自由に開放したり、あるいは必要に応じて、価格を引き下げれば、それで丸く収まるというものでもない。なぜなら、宗教上の理由から、あるいは自分の信念にしたがって、エンハンスメントを拒む人々がいると想像され、そうした人々をどう扱うのかという問題が残るからである (Greely 2006)。この点について、ストックの見通しでは、エンハンスメント技術が安全で信頼できるものであれば、それを拒むものはほとんどないことになるのだが、これは楽観的に過ぎるように思われるし、更に重要な問題を含んでいる。それについては、次節で論じることにする。

4 エンハンスメントと個人の自由

前節の最後で、ストックの見通しについて触れたが、この見通しが含意することを考えると、社会政策的に見ても問題がある。ナムやストックたちの立場にしたがえば、宗教上の理由から、あるいは自分の信念に従って、エンハンスメントを拒む人々はテクノロジーの進歩による人為的な進化の道からはじき出され、いずれ絶滅することになってしまうと思われる。更に問題なのは、ナムやストックがこうした人為的な進化に何の疑念も抱かず、むしろ望ましいことだと考えていることである。例えば、ナムは次のように記している。

私たちは、もしそうしたいと思うならば、新しい種類の生命を生み出す種子となれるのだ。想像もつかないような新しい生物を生み出すものになる。カンブリア紀の新しい生命を生み出したちっぽけな後生動物と同じく、新しい創世記の出発点となるのだ。思うに、史上、これ以上に美しい使命、特権的な位置を与えられた種はほかにはいない (Naam 2005, 233-34; 邦訳 263)。

しかし、本当に人為的な進化は望ましいものだろうか。ここで、ダーウィンのブルドッグとして知られるトーマス・ヘンリー・ハクスリーを引き合いに出す誘惑に駆られるのは、筆者だけではないだろう。周知のように、ロマネス講演「進化と倫理」において、ハクスリーは、社会の倫理的進歩とは宇宙の過程、つまり進化を模倣することではなく、それに抗することにあり、人間にはそうすることができると論じた (Huxley 1894)。このような見解からすれば、ナムヤストックたちのようにエンハンスメントは人為的な進化をもたらし、新しい種が誕生するなど、喧伝するようなことは慎むべきことであり、そのまま放っておけば絶滅してしまう社会的弱者をできうる限り救うような政策が必要となる。

しかし、個人の自由を強調し、新しい種の誕生を喧伝し、その結果としてエンハンスメントを拒む人々を切り捨ててしまう点で、ナムヤストックの見解は、生命倫理で最近話題となっているリベラル優生主義と軌を一にしている。リベラル優生主義とは、生殖の自由に基づき、遺伝子工学を用いて、自らの子孫の生物学的特徴を選択したり、改善することを主張する立場のことを指す²⁾。リベラル優生主義が従来の権威主義的な優生学と異なるのは、それがまさしく個人の自由を重視するという点で、自由の原理を延長したものであ

(2) リベラル優生主義については、Agar 2004、Buchanan et al 2000、Fukuyama 2002、Fuller 2006、Habermas 2001、桜井 2007、Yoshida 2009などを参照された。

るということである。しかし、このように個人の自由をひたすら押し進める立場は、不自由へと転化してしまっているように思われる。この点については、既に、アメリカ大統領生命倫理評議会報告書、『治療を超えて』でも触れられている（Kass 2003）。ここでは、その一員でもあった、政治理論家マイケル・サンデルから引用しておこう。

競争社会における成功のために、われわれの子供やわれわれ自身をバイオ工学的に設計するのが自由の表現であると考えるのは、心そらせる。しかし、われわれの本性に適応させるために世界を変えるのではなく、世界に適応するためにわれわれの本性を変えることは、実際のところ、無力の最も深刻な形である。それは、世界を批判的に思考することからわれわれの気をそらせ、社会的・政治的改善の衝動を弱めるものだ（Sandel 2007, 96-97）。

サンデルが指摘するように、ナムたちは結局のところ、既存の社会制度を改善するのではなく、人間を改善することで問題を解決しようとしている。しかし、そこにあるのは、現状を追認し、それを更に補強する論理である。その意味では、彼らの奉ずる自由とは、強制された自由でしかないように思われる。本当に彼らが自由を重んじるのであれば、エンハンスメント技術を拒む自由というのも、あってしかるべきだろう。更に、単に言葉の上でだけ、そうした自由を保障するのではなく、実質的な基盤を提供する必要がある。もちろん、ここには第二節で触れたコストの問題がある。しかし、ナムたちに、そうしたコストを背負うつもりがあるのかどうか定かではない。この点で、ナムたちの議論は不十分である。こうした問題に関する議論なしに、エンハンスメントを称揚しても、仕方がないのではないだろうか。もちろん、筆者は個人の自由の重要性を否定はしない。しかし、エンハンスメントのように、社会的影響が大きい事柄について、その帰結

について何らの考慮もせず、ただ楽観的に個人の自由や種の進化を言い立てればよいというものでもない。

更に、既存の社会制度について言えば、現在のアメリカ社会のように、じっとしていられない子供たちを症状が軽いにもかかわらず、おとなしくさせておくために、リタリンを飲ませたり、多数の学生たちが不目的にアデロールやリタリンのような調剤薬を用いるような社会に問題が全くないとは言いがたい。例えば、グリーンリーたちによれば、「アメリカの大学のおよそ7%の学生が、処方刺激薬をそうした形で摂取し、また、あるキャンパスでは、25%に及ぶ学生がここ一年で処方刺激薬を用いた」とのことである (Greedy et al. 2008, 722)。グリーンリーたちは、認知的エンハンスメントを許容し、それに何らかの形で対応するための提言を行っており、それによって、自由放任主義型でも、法律制定型でもない、第三のアプローチを模索している。それは、先に述べたような状況を現実に考えれば、無理からぬことだろう。しかし、だからといってそれが望ましいことであるわけではない。このような流れを単に受け容れ、それに対応するのではなく、そうした事態をもたらした社会状況を分析し、改善することが何よりも必要だろう。

5 結論

これまで、認知的エンハンスメント推進論者の公平性に関する議論を吟味してきた。彼らは主に、暮らしの改善、自由化、そして個人の自由の観点から、エンハンスメント推進を擁護している。しかし、筆者が論じてきたように、エンハンスメント推進論者の議論には、それぞれ問題がある。その一番の問題は、彼らの提示する議論が結局のところ、既存の社会制度を前提とし、更にそれを強化するものでしかないということにあると考えられる。むしろ、エンハンスメント技術が乱用されるような社会の状態を批判的に捉え、改善することが必要とされている。そこにこそ、人間の自由があり、エンハンスメント技術を自由化したり、

個人の思うがままに使ったからといって、人間が自由になるわけではないのである。

参考文献

- (引用・訳出に際しては、既存の邦訳を参考にさせて頂いたが、用語の統一のために、変更したところがあることをお断りしておく。)
- Agar, N. 2004. *Liberal eugenics: In defence of human enhancement*. Malden, MA: Blackwell.
- Buchanan, A., D. W. Brock, N. Daniels and D. Wikler. 2000. *From chance to choice: Genetics and justice*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.
- Farah, M. J., J. Illies, R. Cook-Deegan, H. Gardner, E. Kandel, P. King, E. Parens, B. Sahakian, P. R. Wolpe. 2004. Neurocognitive enhancement: What can we do and what should we do? *Nature Reviews Neuroscience* 5: 421–25.
- Fukuyama, S. 2002. *Our posthuman future: Consequences of the biotechnology revolution*. New York: Farrar, Straus and Giroux. (邦訳：フランシス・フクヤマ『人間の終わり——バイオテクノロジーはなぜ危険か』鈴木淑美訳、ダイヤモンド社、2002)
- Fuller, S. 2006. *The new sociological imagination*. London: Sage.
- Gazzaniga, M. S. 2005. *The ethical brain*. New York: Dana Press. (邦訳：マイケル・S・ガザニガ『脳のなかの倫理——脳倫理学序説』梶山あゆみ訳、紀伊國屋書店、二〇〇六)
- Greely, H. T. 2006. The social effects of advances in neuroscience: Legal problems, legal perspectives. In *Neuroethics: Defining the issues in theory, practice, and policy*, edited by J. Illies, 245–63. Oxford: Oxford University Press. (邦訳：ハンリー・T・グリーリー『脳神経科学の進歩が社会に与える影響——法的问题、法的観法』『脳神経倫理学——理論・実践・政策上の諸問題』シュティ・イレズ編、高橋隆雄・衆和彦監訳、篠原出版新社、二〇〇八、三九八—四三三頁)
- Greely, H., B. Sahakian, J. Harris, R. C. Kessler, M. Gazzaniga, P. Campbell, and M. J. Farah. 2008. Towards responsible use of cognitive-enhancing drugs by the healthy. *Nature* 456: 702-05.
- Habermas, J. 2001. *Die Zukunft der menschlichen Natur: Auf dem Weg zu einer liberalen Eugenik?* Frankfurt am Main, Germany: Suhrkamp. (邦訳：ユルゲン・ハーバーマース『人間の将来とハイオヘミシタス』三島憲一訳、法政大学出版局、二〇〇四)
- Huxley, T. H. 1894. *Evolution and ethics and other essays*. Part 9 of *Collected essays*, 46–116. London: Macmillan.
- Kass, L. (ed.). 2003. *Beyond therapy: Biotechnology and the pursuit of happiness. A report of the President's council on bioethics*. New York: Dana Press. (邦訳：レオン・R・カス編著『治療を超えて——バイオテクノロジーと幸福の追求』倉持武監訳、青木書店、二〇〇五)
- 河野哲也。2008『暴走する脳科学——哲学・倫理学からの批判的検討』光文社新書
- Ley, N. 2007. *Neuroethics*. Cambridge, UK: Cambridge University Press.

- Naam, R. 2005. *More than human: Embracing the promise of biological enhancement*. New York: Broadway Books. (邦訳、ラメズ・ナム、『超人類へ！——バイオとサイボーグ技術がひらく衝撃の近未来社会』、西尾香苗訳、インターシフト、二〇〇六)
- Persson, L., and J. Savulescu. 2008. 'The perils of cognitive enhancement and the urgent imperative to enhance the moral character of humanity.' *Journal of Applied Philosophy* 25 (3): 162-77.
- 桜井徹 2007. 『リベラル優生主義と正義』、ナカニシヤ出版
- Sandel, M. J. 2007. *The case against perfection: Ethics in the age of genetic engineering*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Savulescu, J. 2006. 'Justice, fairness, enhancement.' *Annals of New York Academy of Science* 1093: 321-38.
- Stock, G. 2002. *Redesigning humans: Our inevitable genetic future*. New York: Houghton Mifflin. (邦訳、グレゴリー・ストック、『それでもベストは人体を改変する——遺伝子工学の最前線から』、垂水雄二訳、早川書房、二〇〇三)
- 植原亮 2008. 「薬で頭をよくする社会」、『脳神経倫理学の展望』、信原幸弘・原朔編、勁草書房、一七三―二〇〇頁
- Yoshida, K. 2009. 'Sociology as a political project: Fuller's argument against bioliberalism.' *Philosophy of the Social Sciences* 39 (1): 99-106.